

令和7年4月5日

保護者様

犬山市立城東小学校長
後藤 栄吉

令和7年度 城東小学校いじめ防止基本方針について

1 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、一定の人間関係にある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的肉体的な苦痛を感じているもので、どんな理由があろうと許されるものではない。また、「いつ、どのような集団にあっても起こりうる」という認識をもち、防止のための手立てを進めたり重大事態への対応策を準備したりする必要がある。

- (1) それぞれがもつ長所・短所を一人一人の個性として認め、互いに高め合っていこうとする心情を育む。
- (2) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (3) 全ての児童が安心して学校生活を営むことができるように、個々の自己肯定感や自己有用感を高める。

2 組織

(1) いじめ・不登校対策委員会（年4回）

(2) 生徒指導委員会（随時）

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭

特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、児童に関する教職員

(3) ちょこっと情報交換会（毎週木曜日の帰りの打ち合わせ）・・・全職員

※ 職員会議や学年部会において、随時情報共有を図る。

3 いじめ未然防止のための手立て

(1) 学年・学級経営

- ・ 集団づくりの基本は、学年・学級経営に基盤を置く。何でも話し合える集団づくりに努める。

(2) 教育相談週間の設定

ア 前期（6月）と後期（11月）に4日間の相談週間を設け、じっくりと児童の話を聞く。

イ 「心のお天気アンケート」を実施し、児童の実態を把握する。教育相談の資料としてだけでなく、学級経営にも活用する。

(3) 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導

ア よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童同士でプラス面を評価し合える場面を増やす。

イ 学級内で個々に仕事を任せて評価することで、集団への所属感を味わわせる。また、ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届けて評価する。

(4) 児童理解と観察

ア 朝の会で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んでいたりしている児童がいかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。

イ 休み時間に一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいかなど、孤立しがちな児童を把握し、よく話を聴く。

ウ 3日連続または月3日以上欠席のある児童に対しては、状況に応じた適切な働きかけを行う。

(5) 情報モラル教育の実施

- ア 携帯電話やスマートフォンによる友達関係のトラブル等について具体的に取り上げ、正しい使い方ができるように指導する。
- イ 外部講師による情報モラル指導を各学年で年1回行う。

(6) いじめ・不登校対策委員会

- ア 年4回（4月、6月、9月、11月、2月）に実施する。
- イ 児童の行動や交友関係を把握し、いじめや不登校、問題行動などの発生を未然に防ぐことができるようにする（情報の交換および共有）。

(7) ちょこっと情報交換会

- ア 学級の気になる児童について情報を共有し、全職員で共通理解して、指導にあたる。
- イ いじめの早期発見のために、全職員の目で児童を観察する。

(8) 人権教育の推進

- ア 道徳や学級活動の時間には、自他を尊重することや協力することの大切さを皆で一緒に考えさせる。
- イ いじめを生まない学級づくりをテーマに学級会を開き、話し合いを通して児童の人権意識を高める。
- ウ 12月の全国人権週間に合わせて集会を開いて、全校児童に人権について考える場を設定し、学校全体の人権意識を高める。

4 いじめが発見された場合の対応

- (1) いじめの訴えを受けたり、いじめを発見したりした教職員は、生徒指導主任及び学年主任に報告する。該当児童から事実を確認し、記録する。
- (2) 生徒指導委員会を開き、いじめの訴えや発見した事実を共通理解するとともに、組織的な対応について、具体的な手立てや役割分担を協議する。
- (3) 生徒指導委員会での協議を受けて、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任を中心にして実態把握に努め、いじめの解消に向けて、組織的に対応する。
- (4) 被害児童、加害児童の双方について、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
※ 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。また、直ちに対応組織を設けて適切な方法で事実関係を調査し、調査結果と対応策を教育委員会に示して、指導・助言を受ける。保護者への適切な情報提供を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直しについて

- (1) PDCAサイクルで毎年見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。
- (2) 「いじめ防止基本方針」を、保護者に配付するとともに、学校ホームページに掲載する。